

## 兵庫県立尼崎総合医療センター経営収支改善支援業務プロポーザルの募集公告

以下の調達について次のとおりプロポーザルを実施する。

平成30年10月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎総合医療センター院長 平 家 俊 男

### 1 プロポーザルの概要

(1) 名称

兵庫県立尼崎総合医療センターの経営収支改善支援業務プロポーザル

(2) 応募要領

別途配布する「兵庫県立尼崎総合医療センターの経営収支改善支援業務」募集要領（以下「募集要領」という。）による。

(3) 契約期間

当選者の決定後の日から平成31年3月31日（日）までとする。

但し、兵庫県立尼崎総合医療センターが、契約の日から1年を超えない範囲において契約内容の達成を確実とみなす合理的事由を有する場合、契約相手方との協議に基づき契約の終期を延長することができるものとする。

(4) 履行場所

県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

### 2 参加資格

(1) 次のアからエに該当するすべての実績を有する者であること。

ア 「DPC大学病院本院群（旧Ⅰ群）及びDPC特定病院群（旧Ⅱ群）」のうち、病床数500床以上の病院における委託経費の削減に関する業務の実績（過去3年程度）。

イ 「DPC大学病院本院群（旧Ⅰ群）及びDPC特定病院群（旧Ⅱ群）」のうち、病床数500床以上の病院における室料差額収益の増加に関する業務の実績（過去3年程度）。

ウ 「DPC大学病院本院群（旧Ⅰ群）及びDPC特定病院群（旧Ⅱ群）」のうち、病床数500床以上の病院における配置人員の確保対策による診療報酬加算施設基準取得支援の実績（過去3年程度）。

エ 病院を含む医療系業態以外の分野における生産性の向上など経営改善支援に関する業務の実績（例：製造工程の見直し・合理化、人員配置の適正化による生産性の向上に関する支援業務）。

(2) 兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める入札参加資格者名簿に登載されていること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく本県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(4) 本業務にかかる告示日から応募受付期間の末日までの間において、本県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが告示日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。

(6) 次のアからウまでに該当する者でないこと（必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。）。

ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(ロ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(イ)に該当する者

イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者

ウ その法人等の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が前項ア及びイのいずれかに該当する者

### 3 参加手続

(1) 事務局

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号

県立尼崎総合医療センター経営企画部経営企画課  
電話 (06) 6480-7000

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

平成30年10月30日（火）から同年11月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

上記(1)のほか当院ホームページ (<https://agmc.hyogo.jp/>) からダウンロードできる。

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月31日（水）から同年11月9日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）  
郵送の場合は、平成30年11月9日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月31日（水）から11月9日（金）まで  
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）  
郵送の場合は、平成30年11月9日（金）必着とする。

ウ 回答方法

質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メール又はFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成30年10月31日（水）から11月14日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）  
郵送の場合は、平成30年11月14日（水）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションを求める場合がある。

イ プレゼンテーションを実施する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立尼崎総合医療センター経営収支改善支援業務選定委員会」（以下「委員会」という。）  
において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立尼崎総合医療センター経営収支改善支援業務に関する業務委託契約」の契約予定者

となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ア 期限までに企画提案書を提出しなかった者
- イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書・企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、提出された企画提案書が下記アからケまでのいずれかに該当する場合は、原則、その企画提案書を無効とする。
  - ア 企画提案書の全部又は一部が提出されていない場合
  - イ 企画提案書と無関係な書類である場合
  - ウ 他の業務の企画提案書である場合
  - エ 白紙である場合
  - オ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
  - カ 発注者名に誤りがある場合
  - キ 発注案件名に誤りがある場合
  - ク 提出業者名に誤りがある場合
  - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 選定の結果、特定されなかった場合、企画提案書は返却を希望した者に限り返却する。提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限以降における企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 同一企業が、複数の企画提案書を提出することは禁止する。
- (7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (8) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。
- (9) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (10) 様式第1号から第7号までについて、電子データで希望する場合は上記3(1)まで連絡すること。
- (11) 特定されなかった企画提案書の返却を希望する場合は、様式第4号の返却希望欄に○をつけること。返却場所は上記3(1)とする。
- (12) その他詳細は、募集要領による。